

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に関する基準及び取扱いについて定めるものとする。

(認定基準)

第2条 「これらに準ずる者」として認定の対象となる者は、次に掲げる者のうち、群馬県内に住所又は所在を置く者とする。

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に規定する次の障害者就労施設等（障害者支援施設等を除く。）

ア 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号）

イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）（障害者優先調達推進法施行令第1条第2号）

(ア) 身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者をいう。）、知的障害者（同条第4号に規定する知的障害者をいう。（ウ）において同じ。）又は精神障害者（同法第69条に規定する精神障害者をいう。（ウ）において同じ。）である労働者（同法第43条第1項に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。）の数（短時間労働者（同法第43条第3項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあっては、当該短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を合計した数（以下この号において「障害者数」という。）が5人以上であること。

(イ) 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上であること。

(ウ) 障害者数のうちに重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上であること。

ウ 在宅就業障害者（障害者優先調達推進法第2条第3項）

エ 在宅就業支援団体（障害者優先調達推進法第2条第4項）

(2) 相当数の障害者支援施設等により、障害種別に偏りなく構成され、物品及び役務の調達を障害者支援施設等に斡旋し又は発注者と障害者支援施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行い、契約の主体となる共同受注窓口（以下「障害者支援施設等共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、認定の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等(法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。)が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった者

(3) 前2号に該当する者の依頼を受けて認定の申請をしようとする者

(認定申請)

第3条 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の認定を受けようとする者は、「障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書」(別記様式第1号)により知事に申請するものとする。

(認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3の規定に基づき審査し、第2条の基準に合致するときは「これらに準ずる者」として認定するものとする。

2 知事は、前項に規定する審査を行うに当たり、申請書又は添付書類に記載された内容等について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づき認定をする場合には、「障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書」(別記様式第2号)により、認定しない場合には、「障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書」(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(公表)

第5条 知事は、前条の規定により「これらに準ずる者」の認定を行ったときは、名簿を作成し、公表するものとする。

(認定内容の変更の届出)

第6条 認定を受けた者は、その認定事項に変更が生じたときは、速やかに「障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届」(別記様式第4号)により、知事に届け出るものとする。

(認定要件喪失の届出)

第7条 認定を受けた者が、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに「障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届」(別記様式第5号)により、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出があった場合は、認定を受けた者の認定を取り消すものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消し、その旨を認定を受けた者に通知するものとする。

(1) 第2条第1項に規定する認定基準に該当しなくなったとき

- (2) 第2条第2項のいずれかに該当することが判明したとき
 - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき
 - (4) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき
 - (5) その他、前各号に類する事情により、被認定者として適当でないとして認められたとき
- (現況の報告)

第9条 認定を受けた者のうち、障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）は、毎年度4月末までに、4月1日の状況を、別紙「障害者雇用状況計算書兼現況届出書」により、知事に報告するものとする。

2 認定を受けた者のうち、障害者就労施設等共同受注窓口は、毎年度4月末までに、4月1日の構成施設の名簿を、知事に提出するものとする。

(実地調査等)

第10条 知事は、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月25日から施行する。